

こんな投票は無効です！

- ・ 誰に投票したかわからないもの
- ・ 候補者の名前のほかに余分なことを書いたもの
- ・ 候補者以外の名前を書いたもの
- ・ 2人以上の候補者の名前を書いたもの



代理投票・点字投票

身体の不自由な方や字が書けない方のための代理投票、目の不自由な方のための点字投票制度が設けられています。代理投票または点字投票をする方は係員に申し出てください。

投票日当日、都合の悪い方は期日前投票などを利用してください

◆期日前投票

仕事や旅行などで投票日に投票することができない方は、期日前投票ができます。

とき 8月21日(月)～26日(土)
午前8時30分～午後8時

ところ 市役所1階多目的会議室
(4ページ参照)

◆不在者投票

①高浜市以外で投票する場合

高浜市選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙など必要な書類を請求します。交付された投票用紙などを持って、投票する市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

※投票できる場所や時間は、投票する市区町村の選挙管理委員会へ確認してください。

②病院、老人ホームなどの施設で投票する場合

県の選挙管理委員会が指定した

病院、老人ホームや老人保健施設などに入所している方は、その施設で投票することができます。投票用紙などは施設長などを通じて請求することができます。投票は施設長などの管理する場所で行います。施設に入所中や病院に入院中の方は、施設に問い合わせてください。

③郵便などで投票する場合

郵便などによる不在者投票ができる方は、《別表1》の事項に該当する方です。

ただし、あらかじめ「郵便等投票証明書」が必要です。申請が必要ですので、選挙管理委員会に申請してください。

※代理記載制度 郵便などによる不在者投票にあたり、本人が自分で投票用紙に記載できない場合に、あらかじめ定めた代理記載人が投票用紙に記載する制度で、次の方が対象となります。

- ・ 身体障害者手帳に上肢または視覚の障がい程度が1級と記載されている方
- ・ 戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がい程度が特別項症から第2項症までと記載されている方

申請方法など詳細は、選挙管理委員会へ問い合わせてください。

《別表1》郵便などによる不在者投票の対象者

身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
両下肢・体幹・移動機能の障がい 【1級または2級】	両下肢・体幹の障がい 【特別項症から第2項症】	要介護状態区分が要介護5
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい 【1級または3級】	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい 【特別項症から第3項症】	
免疫・肝臓の障がい 【1級から3級まで】	—	